

人材紹介に関する基本契約書

株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ワークスタイル（以下「乙」という。）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

（紹介の内容）

第2条 ① 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する候補人材を求め、該当者（以下「丙」という。）に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。
② 甲は、乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

（選考採用）

第3条 甲は、乙が前条により紹介した人材（丙）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

（対価の支払い及び時期）

第4条 ① 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価（以下「対価」という）として、甲が採用する丙の初年度理論年収（税引前支給予定額をいう）の30%相当額及びその消費税相当額を支払う。この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、初年度理論年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。
② 乙が紹介した当該人材が、専ら甲の責に帰すべき事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。
③ 乙が紹介した丙が専ら丙の事由により退職（丙の責めに帰すべき事由による解雇を含む）にいたった場合、対価の返却は以下の通りとし、退職日が属する月の翌月末までに支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
入社日から1ヶ月以内に退職にいたった場合、第1項に定める10分の5を返却する。
入社日から3ヶ月以内に退職にいたった場合、第1項に定める10分の2を返却する。
④ 甲は、丙が入社したことを条件として、乙の請求書が到達した月の末日までに、第1項に定める対価及びその消費税相当額を加算し口座に振り込むものとする。振込手数料は、甲の負担とする。但し、丙が甲に入社しなかった場合、当該対価の支払義務を負わない。

（労働条件の明示と確認）

第5条 甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その者（丙）が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。その書式は、別紙「雇用条件通知書」によるものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。なお、甲及び丙との間で別途雇用契約を締結するものとする

（情報の守秘義務）

第6条 ① 甲及び乙は、本契約の内容、本業務に関して得られた甲に関する企業情報、営業情報並びにそれに類する一切の情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む。）に関する個人情報、正当な理由なく第三者に漏洩する事を禁止し、相互に守秘義務を負うものとしまたこれらの情報を本契約の目的外にしようとしてはならない。
② 甲及び乙は、甲乙間にて機密情報および個人情報の取扱に関する契約書その他の定めが存る場合には、当該定めにしたがうものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第7条 ① 甲および乙は、自己が次の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、または該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず、即時に全取引を停止することができる。
- (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する等、反社会的勢力（以下、合わせて「反社会的勢力」という）であること、または反社会的勢力であったこと。
 - (2) 役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
 - (3) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）または本契約の履行のために再委託する第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- ② 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、別段の催告を要せず即時に全取引を停止することができる。
- (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
 - (3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること。
 - (4) 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること。
 - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (6) 親会社、子会社または本契約の履行のために再委託する第三者が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと。
- ③ 甲および乙は、前二項により取引を停止されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができない。
- ④ 第1項または第2項の各号に定める行為により損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(解約)

- 第8条 ① 甲または乙は、相手方が本契約の定めに違反した場合において、その違反の是正を要求したにもかかわらず、その要求の日から14日以内に相手方の違反が是正されないときは、書面による通知により本契約を解約することができる。
- ② 甲または乙において、次の各号の一にでも該当するときは、相手方は何らの催告なしに本契約を直ちに解約することができる。
- (1) 財産上の信用にかかわる差押え、強制執行、競売等の申立てがあったとき。
 - (2) 民事再生、会社更生、破産、特別清算手続等の申立てがあったとき。
 - (3) 正当な理由なく公租公課を滞納して差押えを受けたとき。
 - (4) 財産上の信用にかかわる担保権の実行があったとき。
 - (5) 手形、小切手を不渡りとしたとき、または支払停止もしくは債務超過となったとき。
 - (6) 法人を解散したとき。ただし、あらかじめ相手方が書面による承諾をなした場合は、この限りでない。
 - (7) 乙が関連諸法令に違反し事業の許可を取り消されもしくは事業停止命令を受け、またはその有効期間の更新ができなかったとき。
 - (8) その他前各号に準ずる行為があったとき。
- ③ 本条は、解除権を行使した当事者から相手方への損害賠償請求を妨げない。

(契約に定めのない事項等の取扱い)

- 第9条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑義を生じた場合、甲、乙協議の上、決定するものとする。

第10条 (準拠法、協議、裁判管轄)

- ① 本契約の準拠法は日本法とする。

② 本契約の解釈に疑義が生じた事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙両者誠意をもって協議のうえ、その解決を図るものとする。万一、当該協議においても解決に至らない場合には、本契約に関連し若しくは付随して発生した紛争に関する訴訟について、訴額に応じて福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに、甲乙は合意する。

(有効期間)

第 11 条 ① この契約書の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 1 年とする。(なお、有効期間満了 カ月前までに甲、乙異議のないときは、さらに同一条件で同一機関自動的に更新するものとし、以降も同様とする。)

② この契約が終了した後も、第 4 条第 3 項、第 6 条、第 9 条及び第 10 条の規定は有効に存続するものとする。

以上、本契約書締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 福岡県福岡市中央区天神 2-6-17 酒井ビル 2 階
株式会社ワークスタイル
代表取締役社長 菊本 泰男